



4 江 監 第 8 4 1 号
令和 5 年 4 月 1 7 日

江 東 区 長 殿

| | |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 松 土 英 男 |
| 同 | 藏 田 朝 彦 |
| 同 | 中 嶋 雅 樹 |
| 同 | 白 岩 忠 夫 |

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 7 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和4年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和3年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和3年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和3年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

| 対象団体 | 対象事項による区分 | 対象施設・組織・事業 | 所管部 |
|---------------------|---------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 江東区職員互助会 | 補助金交付 | 職員福利厚生事業 | 総務部 |
| 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 | 補助金交付 出資 指定管理 | 管理課、砂町文化センター、深川江戸資料館、芭蕉記念館、中川船番所資料館 | 地域振興部 |
| 一般社団法人江東区観光協会 | 補助金交付 | 事務局、深川東京モダン館 | 地域振興部 |
| 公益財団法人江東区健康スポーツ公社 | 補助金交付 出資 指定管理 | 事務局、健康センター、スポーツ会館、東砂スポーツセンター | 地域振興部 健康部（保健所） |
| 社会福祉法人江東区社会福祉協議会 | 補助金交付 | 事務局 | 福祉部 |

| | | | |
|-----------------|------|--|-----|
| 豊洲パークマネジメントJV | 指定管理 | 豊洲ふ頭内公園等 | 土木部 |
| センターサイクル亀戸共同事業体 | 指定管理 | 亀戸駅北口第一・第二・第三自転車駐車場、 亀戸駅東口・第二自転車駐車場 | 土木部 |

3 監査の実施期日

令和4年10月3日から同年11月21日までのうち19日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和3年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、一般社団法人江東区観光協会、豊洲パークマネジメントJV、センターサイクル亀戸共同事業体の3団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。

ウ 協定に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和4年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 江東区職員互助会

(1) 団体の概要

江東区職員互助会（以下「互助会」という。）は、江東区職員互助会に関する条例（平成3年3月江東区条例第4号）第1条の規定により、区に勤務する常勤職員及びこれに準ずる者として区長が指定する者（以下「会員」という。）の相互の共済及び福利厚生を目的として設置された団体であり、主として次の事業を行っている。

- ① 互助給付に関すること。
- ② 福利施設の運営に関すること。
- ③ 会員の教養、慰安及び保養に関すること。
- ④ カフェテリアプランに関すること。
- ⑤ 厚生資金の貸付に関すること。

なお、令和3年4月1日現在の会員数は、2,840名である。

(2) 区との関係

区は、互助会に対して、前記(1)④の事業（カフェテリアプラン事業）に必要な経費として、助成金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区職員互助会に関する条例

イ 助成金額

| | 金 額 | 摘 要 |
|------|-------------|------|
| 交付金額 | 40,550,000円 | 概算払等 |
| 確定金額 | 39,212,114円 | |
| 精算金額 | 1,337,886円 | |

ウ 助成事業の概要

カフェテリアプラン事業とは、個々の会員があらかじめ指定された福利厚生メニューの中から自分に必要なサービスを自由に選択し、付与されたポイントの範囲内で助成を受けることができる方式の福利厚生制度である。

会員は、年度で利用できる所定のポイントをあらかじめ付与され、1ポイント当たり500円で計算し、助成を受けられるようになっており、福利厚生代行業者の株式会社リロクラブが運営する「福利厚生倶楽部」や、「JCB KOTOメンバーズカード」等を利用し、福利厚生サービスを

受けることができる。

(3) 財政の状況

互助会は、主として会員会費収入及び区からの交付金収入をもって運営されている。

カフェテリアプラン事業については、一般会計とは別にカフェテリア会計が設けられている。令和3年度カフェテリア会計の収支決算は、次のとおりである。

| 項 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|-----------|-------------|---------------------------------|
| 収入 | 96,608,869円 | |
| 会費 | 30,406,223円 | |
| 交付金 | 39,212,114円 | 区交付金 |
| 前年度繰越金 | 26,990,532円 | |
| 支出 | 53,067,366円 | |
| ポイント利用補助金 | 44,083,500円 | |
| 委託料 | 8,969,796円 | 福利厚生倶楽部会費、ガイドブック購入費（隔年）※3年度は支出有 |
| 事務諸費 | 14,070円 | 各種振込手数料 |
| 収支差額 | 43,541,503円 | 次年度繰越金 |

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員129名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和4年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和61年3月江東区条例第9号）及び同施行規則（昭和61年3月江東区規則第24号）

(イ) 補助金額

| 交付対象 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|---------------------------|--------------|----------------|
| 文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂 | 877,089,852円 | 887,194,498円 |
| 芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館 | 118,550,723円 | 113,918,776円 |
| 合計 | 995,640,575円 | 1,001,113,274円 |

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和3年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

| 施設内訳 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|------------------------------------|--------------|----------------|
| 文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター | 715,561,911円 | 918,897,963円 |
| 芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館 | 104,119,313円 | 128,188,803円 |
| 合計 | 819,681,224円 | 1,047,086,766円 |

(エ) その他

区は、財団に対して、「KOTOおもてなしコミュニケーション英会話講座運営」（委託金額：847,000円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和3年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和3年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 増 減 | 摘 要 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------|
| 収入 | 2,390,087,900 | 2,356,313,877 | 33,774,023 | |
| 基本財産運用収入 | 36,000 | 58,661 | △ 22,661 | |
| 特定資産運用収入 | 17,152 | 60,941 | △ 43,789 | |
| 事業収入 | 118,504,351 | 84,075,377 | 34,428,974 | 受講料収入、入場料収入、参加費収入等 |
| 利用料金収入 | 365,504,586 | 177,146,130 | 188,358,456 | 施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等 |
| 補助金等収入 | 1,837,510,060 | 2,057,896,271 | △ 220,386,211 | |
| 補助金収入 | 995,640,575 | 1,001,113,274 | △ 5,472,699 | 区補助金 |
| 受託収入 | 820,528,224 | 1,047,086,766 | △ 226,558,542 | 区指定管理料等 |
| 助成金等収入 | 21,341,261 | 9,696,231 | 11,645,030 | |
| 文化振興事業積立預金取崩収入 | 10,088,000 | 4,066,000 | 6,022,000 | |
| 退職給付引当資産取崩収入 | 51,366,275 | 23,226,250 | 28,140,025 | |
| 寄附金収入 | 4,055,086 | 4,101,556 | △ 46,470 | |
| 雑収入 | 2,064 | 2,919,901 | △ 2,917,837 | 受取利息収入等 |
| 前期繰越収支差額 | 3,004,326 | 2,762,790 | 241,536 | |
| 支出 | 2,387,212,734 | 2,353,309,551 | 33,903,183 | |
| 事業費支出 | 1,285,123,723 | 1,242,483,152 | 42,640,571 | |
| コミュニティ振興事業費支出 | 55,149,338 | 45,810,940 | 9,338,398 | |
| グループ育成事業費支出 | 26,690,669 | 14,609,132 | 12,081,537 | |
| 情報収集・提供事業費支出 | 24,906,237 | 27,288,027 | △ 2,381,790 | |
| 文化芸術振興事業費支出 | 57,222,332 | 43,077,136 | 14,145,196 | |
| 併設記念館展示事業費支出 | 3,272,923 | 3,121,070 | 151,853 | |
| 歴史文化施設事業費支出 | 25,381,736 | 26,693,574 | △ 1,311,838 | |
| 文化センター等事業費支出 | 847,000 | - | 皆増 | |
| 施設管理事業費支出 | 1,083,875,159 | 1,075,529,749 | 8,345,410 | |
| 利用者支援事業費支出 | 7,778,329 | 6,353,524 | 1,424,805 | |
| 法人管理運営費支出 | 1,010,067,533 | 1,020,002,668 | △ 9,935,135 | |
| 人件費支出 | 925,059,476 | 888,770,599 | 36,288,877 | |
| 法人管理事務費支出 | 83,759,223 | 130,111,734 | △ 46,352,511 | |
| 法人運営費支出 | 1,248,834 | 1,120,335 | 128,499 | |
| 文化振興事業積立預金支出 | 7,004,326 | 5,762,790 | 1,241,536 | |
| 文化振興事業積立預金資産取得支出 | 1,019 | 3,008 | △ 1,989 | |
| 退職給付引当資産支出 | 85,016,133 | 85,057,933 | △ 41,800 | |
| 収支差額 | 2,875,166 | 3,004,326 | △ 129,160 | |

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

| | 令和3年度 (令和4年3月31日現在) (A) | 令和2年度 (令和3年3月31日現在) (B) | 増(△)減 | |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------|--------------------|
| | | | 金額 (A-B) | 率 ((A-B)/B×100) |
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | 318,612,300 | 318,729,598 | △ 117,298 | 0.0 |
| 現金 | 3,810,941 | 4,847,876 | △ 1,036,935 | △ 21.4 |
| 普通預金 | 281,532,310 | 288,971,220 | △ 7,438,910 | △ 2.6 |
| 未収金 | 20,762,365 | 12,322,007 | 8,440,358 | 68.5 |
| 前払金 | 459,060 | 311,566 | 147,494 | 47.3 |
| 棚卸資産 | 12,047,624 | 12,276,929 | △ 229,305 | △ 1.9 |
| 固定資産 | 1,050,293,106 | 1,029,802,431 | 20,490,675 | 2.0 |
| 基本財産 | 350,000,000 | 350,000,000 | 0 | 0.0 |
| 特定資産 | 697,792,895 | 667,225,692 | 30,567,203 | 4.6 |
| 文化振興事業積立預金 | 16,028,011 | 19,110,666 | △ 3,082,655 | △ 16.1 |
| 退職給付引当資産 | 681,764,884 | 648,115,026 | 33,649,858 | 5.2 |
| その他固定資産 | 2,500,211 | 12,576,739 | △ 10,076,528 | △ 80.1 |
| 什器備品 | 4,650 | 98,933 | △ 94,283 | △ 95.3 |
| リース資産 | 2,495,561 | 12,477,806 | △ 9,982,245 | △ 80.0 |
| 資産合計 | 1,368,905,406 | 1,348,532,029 | 20,373,377 | 1.5 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | 347,880,148 | 354,238,406 | △ 6,358,258 | △ 1.8 |
| 未払金 | 269,964,294 | 267,526,389 | 2,437,905 | 0.9 |
| 前受金 | 15,021,880 | 14,087,780 | 934,100 | 6.6 |
| 預り金 | 18,703,336 | 21,834,174 | △ 3,130,838 | △ 14.3 |
| リース債務 | 2,752,835 | 10,523,775 | △ 7,770,940 | △ 73.8 |
| 賞与引当金 | 41,437,803 | 40,266,288 | 1,171,515 | 2.9 |
| 固定負債 | 947,408,281 | 953,145,548 | △ 5,737,267 | △ 0.6 |
| 長期リース債務 | — | 2,752,835 | △ 2,752,835 | 皆減 |
| 退職給付引当金 | 947,408,281 | 950,392,713 | △ 2,984,432 | △ 0.3 |
| 負債合計 | 1,295,288,429 | 1,307,383,954 | △ 12,095,525 | △ 0.9 |
| 正味財産の部 | | | | |
| 指定正味財産 | 301,000,000 | 303,000,000 | △ 2,000,000 | △ 0.7 |
| (うち基本財産への充当額) | (300,000,000) | (300,000,000) | (0) | 0.0 |
| (うち特定資産への充当額) | (1,000,000) | (3,000,000) | (△ 2,000,000) | △ 66.7 |
| 一般正味財産 | △ 227,383,023 | △ 261,851,925 | 34,468,902 | △ 13.2 |
| (うち基本財産への充当額) | (50,000,000) | (50,000,000) | (0) | 0.0 |
| (うち特定資産への充当額) | (15,028,011) | (16,110,666) | (△1,082,655) | △ 6.7 |
| 正味財産合計 | 73,616,977 | 41,148,075 | 32,468,902 | 78.9 |
| 負債及び正味財産合計 | 1,368,905,406 | 1,348,532,029 | 20,373,377 | 1.5 |

3 一般社団法人江東区観光協会

(1) 団体の概要

一般社団法人江東区観光協会（以下「協会」という。）は、江東区の観光事業の振興を図ることにより、地域経済の活性化及び地域に誇りと愛着を持てるまちづくりに寄与することを目的とする団体であり、平成25年2月19日に設立、同年4月より江東区産業会館に事務局を設置した。

令和3年4月には、より全区的な観光推進に取り組む組織へと体制の強化を図るため、深川・亀戸観光協会を統合した。

理事会、事務局、正会員及び賛助会員をもって組織され、主として次の事業を行っている。

- ① 観光に関する情報の収集及び情報発信
- ② 観光振興に関する活動を行う地域団体等との連携及び観光行政への協力
- ③ 観光に関するイベントの開催
- ④ 観光に関する調査、研究、企画
- ⑤ 観光関係施設の管理運営
- ⑥ 観光関係施設利用者及び来訪者への利便の提供
- ⑦ 観光商品の開発促進、宣伝、販売
- ⑧ 旅行業法に基づく旅行業

(2) 区との関係

区は、協会に対して、江東区観光協会運営補助事業及び深川東京モダン館管理運営事業に必要な経費として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）

イ 補助金額

| | 江東区観光協会 運営補助事業 | 深川東京モダン館 管理運営事業 |
|------|-------------------|--------------------|
| 交付金額 | 67,817,000円 | 23,232,000円 |
| 確定金額 | 53,285,158円 | 21,664,101円 |
| 精算金額 | 14,531,842円 | 1,567,899円 |

ウ 補助事業の概要

① 江東区観光協会運営補助事業

江東区の観光事業の振興を図るため、観光情報冊子「こうとうトコトコ日和」発行事業や江東区文化観光ガイド事業等を行っている。

② 深川東京モダン館管理運営事業

深川東京モダン館は、平成20年7月に国登録有形文化財となった旧東京市深川食堂（昭和7年建築）を改修した建物で、昭和初期の最先端の構造技術、建築デザインを伝える数少ない現存施設として歴史的価値を有するものである。

平成21年10月に開館し、区の観光拠点、多様な文化の発信、歴史の伝承を基本コンセプトとして深川観光協会が管理・運営を行っていた。

江東区観光協会が管理・運営を引き継いだ後、深川地域の観光案内の拠点として、観光情報の発信、まちあるき案内、各種イベント等を実施している。

エ その他

区は、協会に対して、「渋沢栄一関連イベント展示・物産設営等業務」（委託金額：1,605,149円）を委託した。

(3) 財政の状況

協会は、主として区からの補助金収入のほか、会費収入、事業収入等をもって運営されている。令和3年度における収支決算は、次のとおりである。

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 88,511,151円 | 86,120,053円 | 2,391,098円 |

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

4 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員61名（うち区派遣職員2名）で構成される（令和4年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

| 交付対象 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|--------|--------------|--------------|
| 健康センター | 57,464,093円 | 47,744,522円 |
| スポーツ施設 | 663,965,002円 | 615,872,500円 |
| 法人管理費 | 103,597,136円 | 131,968,461円 |
| 合 計 | 825,026,231円 | 795,585,483円 |

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和3年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

| 施設等内訳 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|-------------|--------------|--------------|
| 健康センター | 65,389,066円 | 62,947,561円 |
| スポーツ施設 | 760,101,091円 | 726,612,277円 |
| スポーツネット管理業務 | 16,290,292円 | 21,298,077円 |
| 合計 | 841,780,449円 | 810,857,915円 |

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。令和3年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和3年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 増 減 | 摘 要 |
|----------------------|---------------|---------------|--------------|----------------------------|
| 収入 | 1,862,723,677 | 1,833,549,499 | 29,174,178 | |
| 基本財産運用収入 | 25,691 | 30,743 | △ 5,052 | |
| 事業収入 | 178,977,666 | 213,364,717 | △ 34,387,051 | 健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等 |
| 補助金等収入 | 1,666,806,680 | 1,606,443,398 | 60,363,282 | |
| 補助金収入 | 825,026,231 | 795,585,483 | 29,440,748 | 区補助金等 |
| 受託事業収入 | 841,780,449 | 810,857,915 | 30,922,534 | 区指定管理料 |
| 健康スポーツ事業積立預金取崩 収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 退職給付引当預金取崩収入 | 15,630,521 | 12,781,575 | 2,848,946 | |
| 雑収入 | 1,283,119 | 929,066 | 354,053 | 受取利息収入、公衆電話料金等 |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | |
| 支出 | 1,862,723,677 | 1,833,549,499 | 29,174,178 | |
| 事業費支出 | 1,741,324,810 | 1,686,986,054 | 54,338,756 | |
| 人件費 | 208,930,089 | 197,836,863 | 11,093,226 | |
| 健康増進事業ほか5事業費 | 437,665,497 | 421,666,912 | 15,998,585 | |
| 健康センター管理事業費 | 68,597,977 | 65,683,221 | 2,914,756 | |
| スポーツ施設管理事業費 | 1,009,840,955 | 980,500,981 | 29,339,974 | |
| スポーツネット管理事業費 | 16,290,292 | 21,298,077 | △ 5,007,785 | |
| 管理費支出 | 109,363,595 | 117,753,369 | △ 8,389,774 | |
| 管理費 | 107,864,779 | 116,314,956 | △ 8,450,177 | |
| 運営費 | 1,498,816 | 1,438,413 | 60,403 | |
| 健康スポーツ事業積立預金支出 | 272 | 1,361 | △ 1,089 | |
| 退職給付引当預金支出 | 12,035,000 | 28,808,715 | △ 16,773,715 | |
| 収支差額 | 0 | 0 | 0 | |

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

| | 令和3年度 (令和4年3月31日現在) (A) | 令和2年度 (令和3年3月31日現在) (B) | 増(△)減 | |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------|--------------------|
| | | | 金額 (A-B) | 率 ((A-B)/B×100) |
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | 270,620,802 | 350,021,186 | △ 79,400,384 | △ 22.7 |
| 現金 | 2,480,820 | 2,799,710 | △ 318,890 | △ 11.4 |
| 普通預金 | 252,708,688 | 334,954,298 | △ 82,245,610 | △ 24.6 |
| 立替金 | 878,390 | 616,422 | 261,968 | 42.5 |
| 未収金 | 14,095,185 | 10,343,915 | 3,751,270 | 36.3 |
| 商品 | 618,719 | 1,426,841 | △ 808,122 | △ 56.6 |
| 貸倒引当金 | △ 161,000 | △ 120,000 | △ 41,000 | 34.2 |
| 固定資産 | 548,146,702 | 538,158,333 | 9,988,369 | 1.9 |
| 基本財産 | 300,000,000 | 300,000,000 | 0 | 0.0 |
| 特定資産 | 113,199,961 | 116,795,210 | △ 3,595,249 | △ 3.1 |
| 退職給付引当資産 | 99,582,065 | 103,177,586 | △ 3,595,521 | △ 3.5 |
| 健康スポーツ事業積立資産 | 13,617,896 | 13,617,624 | 272 | 0.0 |
| その他固定資産 | 134,946,741 | 121,363,123 | 13,583,618 | 11.2 |
| 資産合計 | 818,767,504 | 888,179,519 | △ 69,412,015 | △ 7.8 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | 337,722,545 | 417,597,241 | △ 79,874,696 | △ 19.1 |
| 未払金 | 248,366,399 | 342,667,166 | △ 94,300,767 | △ 27.5 |
| 預り金 | 5,842,944 | 6,047,179 | △ 204,235 | △ 3.4 |
| 前受金 | 15,953,740 | 0 | 15,953,740 | 皆増 |
| 賞与引当金 | 13,712,173 | 14,120,741 | △ 408,568 | △ 2.9 |
| 短期リース債務 | 53,847,289 | 54,762,155 | △ 914,866 | △ 1.7 |
| 固定負債 | 331,975,698 | 316,773,607 | 15,202,091 | 4.8 |
| 退職給付引当金 | 248,864,614 | 248,274,636 | 589,978 | 0.2 |
| 長期リース債務 | 83,111,084 | 68,498,971 | 14,612,113 | 21.3 |
| 負債合計 | 669,698,243 | 734,370,848 | △ 64,672,605 | △ 8.8 |
| 正味財産の部 | | | | |
| 指定正味財産 | 300,000,000 | 300,000,000 | 0 | 0.0 |
| (うち基本財産への充当額) | (300,000,000) | (300,000,000) | (0) | 0.0 |
| 一般正味財産 | △ 150,930,739 | △ 146,191,329 | △ 4,739,410 | △ 3.2 |
| (うち特定資産への充当額) | (13,617,896) | (13,617,624) | (272) | 0.0 |
| 正味財産合計 | 149,069,261 | 153,808,671 | △ 4,739,410 | △ 3.1 |
| 負債及び正味財産合計 | 818,767,504 | 888,179,519 | △ 69,412,015 | △ 7.8 |

5 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員88名（うち区派遣職員6名）で構成される（令和4年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び新型コロナウイルス感染症包括支援事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和2年12月15日2江障施第1320号）

イ 補助金額

| 交付対象 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|----------------|--------------|--------------|
| 社会福祉協議会事業費助成事業 | 140,050,107円 | 133,208,076円 |
| 管理運営事業及び施設運営事業 | 122,586,461円 | 116,402,555円 |
| 応急小口福祉資金貸付事業 | 1,596,261円 | 1,303,699円 |

| | | |
|-----------------------------------|--------------|--------------|
| ホームヘルプサービス事業 | 3,696,432円 | 3,797,030円 |
| 福祉機器リサイクル事業 | 160,025円 | 308,226円 |
| 法人後見等事業 | 7,000,972円 | 6,716,502円 |
| 地域福祉コーディネーター事業 | 5,009,956円 | 4,680,064円 |
| ボランティアセンター運営費助成事業 | 35,753,641円 | 47,266,307円 |
| ボランティア活動推進事業 | 35,753,641円 | 47,266,307円 |
| 江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業 | 6,410,550円 | 1,405,000円 |
| 新型コロナウイルス感染症包括支援事業 | 6,410,550円 | 1,405,000円 |
| 合 計 | 182,214,298円 | 181,879,383円 |

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和3年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

| | 令和3年度 | 令和2年度 |
|-----------------|--------------|--------------|
| 収 入 (1) | 500,884,322円 | 498,551,527円 |
| 支 出 (2) | 498,640,429円 | 495,123,269円 |
| 前期末支払資金残高(3) | 38,154,399円 | 34,726,141円 |
| 収支差額(1)-(2)+(3) | 40,398,292円 | 38,154,399円 |

※歳末たすけあい運動事業は地域福祉推進事業に含む。

イ 応急小口福祉資金貸付事業

| | 令和3年度 | 令和2年度 |
|-----------------|-------------|-------------|
| 収 入 (1) | 3,534,085円 | 3,324,252円 |
| 支 出 (2) | 2,344,761円 | 3,013,699円 |
| 前期末支払資金残高(3) | 33,069,941円 | 32,759,388円 |
| 収支差額(1)-(2)+(3) | 34,259,265円 | 33,069,941円 |

ウ 障害者福祉センター事業

| | 令和3年度 | 令和2年度 |
|---------|--------------|--------------|
| 収 入 (1) | 414,102,193円 | 383,775,708円 |
| 支 出 (2) | 414,144,796円 | 383,876,515円 |

| | | |
|-----------------|------------|------------|
| 前期末支払資金残高(3) | 1,078,337円 | 1,179,144円 |
| 収支差額(1)-(2)+(3) | 1,035,734円 | 1,078,337円 |

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 豊洲パークマネジメントJV

(1) 団体の概要

豊洲パークマネジメントJVは、(以下「JV」という。)は、物林株式会社を代表企業とした4社で構成された団体である。豊洲ふ頭内公園等を管理しており、自主事業として豊洲ぐるり公園内のバーベキューエリアやパークレストランの運営をしている。

(2) 区との関係

区は、JVを指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

- ① 豊洲公園
- ② 豊洲ぐるり公園
- ③ 豊洲六丁目第二公園
- ④ 豊洲六丁目公園
- ⑤ 豊洲五丁目スロープ

(以上5施設を総称して「豊洲ふ頭内公園等」という。)

イ 指定期間

平成31年4月1日から令和11年3月31日まで

ウ 指定管理料

| 施設内訳 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|----------|--------------|--------------|
| 豊洲ふ頭内公園等 | 187,750,500円 | 187,750,500円 |

エ 指定管理業務

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第25条及び江東区水上バスステーション条例(平成25年3月江東区条例第22号)第17条に掲げる業務

- ① 公園の維持管理業務
- ② 個別施設の管理及び運営
- ③ 収益施設等の整備、管理及び運営
- ④ 豊洲ふ頭内公園等の行為許可の代行及び占用許可の受付
- ⑤ 豊洲ふ頭内公園等の使用に係る利用料金の設定及び徴収
- ⑥ その他提案事業

(3) 監査対象施設に係る財政状況

豊洲ふ頭内公園等は、指定管理料のほか、個別施設の利用料金収入等により運営されている。令和3年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

| 項目 | 決算額 | 摘要 |
|----------------|--------------|----|
| 収入(1) | 245,743,025円 | |
| 指定管理料 | 187,750,500円 | |
| 施設の利用料金収入 | 52,409,209円 | |
| 行為の許可に係る利用料金収入 | 5,583,316円 | |
| 支出(2) | 242,166,892円 | |
| 人件費 | 38,904,000円 | |
| 事業費 | 4,526,633円 | |
| 維持管理費 | 151,550,264円 | |
| 光熱水費 | 7,372,732円 | |
| 広告宣伝費 | 2,618,370円 | |
| 印刷費 | 798,801円 | |
| 被服費 | 116,575円 | |
| リース費 | 228,000円 | |
| 通信費 | 4,095,227円 | |
| 燃料費 | 0円 | |
| 消耗品費 | 1,266,531円 | |
| 備品費 | 564,000円 | |
| 減価償却費 | 38,594円 | |
| 保険料（非課税） | 1,248,420円 | |
| 一般管理費 | 10,128,896円 | |
| その他（借入金利息） | 399,671円 | |
| 消費税 | 18,310,178円 | |
| 収支差額（1）-（2） | 3,576,133円 | |

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われ

ており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 センターサイクル亀戸共同事業体

(1) 団体の概要

センターサイクル亀戸共同事業体（以下「事業体」という。）は、代表団体を公益財団法人自転車駐車場整備センターとし、サイカパーキング株式会社と2社で構成された共同事業体である。

なお、本指定管理業務では、亀戸駅東口自転車駐車場の老朽化に伴う改築工事を含んでいる。

(2) 区との関係

区は、事業体を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

- ① 亀戸駅北口第一自転車駐車場
- ② 亀戸駅北口第二自転車駐車場
- ③ 亀戸駅北口第三自転車駐車場
- ④ 亀戸駅東口自転車駐車場
- ⑤ 亀戸駅東口第二自転車駐車場

イ 指定期間

平成28年4月1日から令和18年3月31日まで

ウ 指定管理料

指定管理料の支払いはないが、改築工事及び代替自転車駐車場の整備に要する費用のうち61,450千円を負担することとしている。負担金は10年間の等分割払いとしており、令和3年度は6,145,000円を支払った。

エ 指定管理業務

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第19条第2項に掲げる業務

- ① 駐車場を管理する業務
- ② 江東区立亀戸駅東口自転車駐車場改築工事
- ③ 改築工事に必要な代替地3事業
 - i 改築工事に伴う代替自転車駐車場の整備
 - ii 代替自転車駐車場を管理する業務
 - iii 代替地業務実施地の原状回復

(3) 監査対象施設に係る財政状況

亀戸駅北口第一自転車駐車場外4施設は、主に利用料収入により運営されている。令和3年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

| 項目 | 決算額 | 摘要 |
|-------------|-------------|----|
| 収入(1) | 65,528,256円 | |
| 定期利用 | 34,003,300円 | |
| 一時利用 | 31,510,000円 | |
| その他 | 14,900円 | |
| 利息 | 56円 | |
| 支出(2) | 43,070,578円 | |
| 管理人件費 | 24,026,917円 | |
| 水道光熱費（電気） | 2,534,166円 | |
| 水道光熱費（水道） | 70,356円 | |
| 銀行手数料 | 191,059円 | |
| 通信費 | 246,239円 | |
| 消耗品費 | 146,725円 | |
| 印刷費 | 1,295,697円 | |
| ごみ処理券 | 51,300円 | |
| 修繕費 | 2,527,044円 | |
| 除草費 | 0円 | |
| 警備費 | 187,440円 | |
| 警備（電話サポート） | 963,600円 | |
| 保守点検費 | 253,000円 | |
| システム点検 | 1,654,620円 | |
| 消防設備 | 103,400円 | |
| 防犯カメラレンタル | 680,400円 | |
| その他 | 460,788円 | |
| 一般管理費 | 2,906,200円 | |
| 支払消費税 | 2,475,387円 | |
| 固定資産税 | 2,296,240円 | |
| 収支差額（1）-（2） | 22,457,678円 | |

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められるが、指定期間が20年と長期にわたるため、指定管理者を適正に評価されたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。